

○倫理監督監等の指定及び公務員倫理に関する許可等の手続について

令和元年10月25日

道本監第2568号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年道条例第9号。以下「条例」という。）、北海道職員倫理規則（平成12年道規則第158号。以下「規則」という。）及び北海道警察職員の利害関係者に関する規程（平成12年警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、「倫理監督監等の指定及び公務員倫理に関する許可等の手続きについて」（平12. 7. 7道本監第907号。以下「旧通達」という。）及び「倫理監督監等の指定及び公務員倫理に関する許可等の手続きについての一部改正について」（平13. 4. 1道本監第389号。以下「改正通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに「倫理監督監等の指定及び公務員倫理に関する許可等の手続きについて」を定め、令和元年10月25日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達及び改正通達は、廃止する。

記

1 趣旨

道警察における地方警察職員の倫理監督監及び倫理監督監の職務の一部を行わせることができる者とされている者を定めるとともに、これらの者に対する相談、許可・承認申請及び警察本部長に対する管理職員（条例第2条第3項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）の贈与等の報告の手続に関し必要な事項を定めることにより、職員に係る公務員倫理の保持を図ろうとするものである。

2 倫理監督監等の指定

(1) 倫理監督監

条例第18条第1項の公務員倫理を監督する職員たる倫理監督監には、警察本部にあつては警務部長を、方面本部にあつては当該方面本部の参事官兼警務課長をもって充てるものとする。

(2) 倫理監督監が指定する倫理監督監の職務の一部を行う者

規則第20条第2項の規定に基づき条例又は規則で定める倫理監督監の職務の一部を行う者として警察本部及び方面本部に倫理指導官を置くこととし、倫理指導官には、警察本部にあつては監察官室長兼首席監察官を、方面本部にあつては当該方面本部の監察官室長をもって充てるものとする。

3 倫理監督監等の職務

(1) 倫理監督監は、規則に定める利害関係者とともにする飲食等の許可、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて行う講演等の承認、職員からの相談に対する指導及び助言、職員の行為等の確認、公務員倫理の保持のための体制の整備及び任命権者への違反行為事実の報告等を行うものとする。

(2) 倫理指導官は、倫理監督監の職務のうち、規則第20条第1項第1号及び第2号に規定する職員からの相談に対する必要な指導及び助言、職員の行為等の確認を行うものとする。

4 倫理監督監等への許可等の手続き

(1) 倫理指導官への相談

ア 規則第7条第2項及び第11条の規定により、公務員倫理の保持に関し倫理指導官に

相談しようとする職員は、原則として公務員倫理関係法令に係る相談書（別記第1号様式）に必要事項を記載するとともに、判断をするについて必要と認められる資料（以下「関係資料」という。）を添付の上、当該職員の所属長を通じて倫理指導官に送付して行うものとする。

イ 前記アの事項に規定する相談を受けた倫理指導官は、当該相談に係る指導及び助言内容を公務員倫理関係法令に係る相談書の回答欄に記載し、当該様式の写しにより所属長を通じて職員に通知するものとする。

なお、倫理指導官が不在又は事故あるときは、倫理監督監がその職務を行うものとする。

(2) 倫理監督監への許可・承認申請

ア 規則第6条第2項第8号及び第10条の規定により、倫理監督監の許可又は承認を必要とする行為を行おうとする職員は、利害関係者との飲食等の許可及び利害関係者から報酬を受けて行う講演等の承認申請書（別記第2号様式）に必要事項を記載するとともに、関係資料を添付の上、当該行為を行おうとするおおむね1週間前までに当該職員の所属長を通じて倫理監督監に許可又は承認の申請を行うものとする。

イ 前記アの事項に規定する許可又は承認の申請を受けた倫理監督監は、当該申請に係る行為の許可若しくは不許可又は承認若しくは不承認の別、その理由等を利害関係者との飲食等の許可及び利害関係者から報酬を受けて行う講演等の承認申請書の処理結果欄に記載し、当該様式の写しにより所属長を通じて職員に通知するものとする。

5 贈与等の報告の手続

条例第13条並びに規則第13条及び第14条第1項に定めるところにより、贈与等を受けた管理職員は、四半期ごとに贈与等報告書（別記第3号様式）により当該管理職員の所属長を通じて警察本部長（札幌方面以外の所属にあっては当該方面本部監察官室を經由）に報告するものとする。

6 関係書類の保存等

(1) 警察本部監察官室及び方面本部監察官室は、職員からの相談、許可・承認申請及び管理職員からの贈与等の報告の受理経過等を明確にするため、相談、許可・承認及び贈与等報告の別に各受理簿（別記第4号様式）を作成し、公務員倫理関係法令に係る相談書、利害関係者との飲食等の許可及び利害関係者から報酬を受けて行う講演等の承認申請書又は贈与等報告書とともに、暦年編冊により5年間保存するものとする。この場合において、方面本部監察官室にあっては、贈与等報告受理簿の作成を要しない。

(2) 前記(1)の事項に規定する贈与等の報告のうち当該贈与等の価額が1件につき2万円を超えるものについては、別に受理簿を作成し、編冊するものとする。

7 所属長の責務

所属長は、職員の公正な職務執行を確保するため、所属職員に対し、条例・規則の解釈、運用等に関する教養を推進するなどして、公務員倫理の一層の高揚を図るものとする。

別記第1号様式（4の(1)のアの事項関係）

倫理指導官

所属長

公務員倫理関係法令に係る相談書 年 月 日 倫理指導官殿 (所 属) (職 名) (氏 名)		印
件 名		
相談内容		
所属長意見		
回 答		

23	10	030	公務員倫理関係	5年
----	----	-----	---------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（4の(2)のアの事項関係）

倫理監督監	倫理指導官

所 属 長

利害関係者との飲食等の許可及び利害関係者から報酬を受けて行う講演等の承認申請書				
年 月 日				
倫 理 監 督 監 殿				
(所 属)				
(職 名)				
(氏 名) 印				
利害関係者について	氏 名	他 名	会社名	
	役 職		部 門	
	利害関係者となる理由について (条 項)			
飲食等について	飲 食 等 名 目	公私の別 (公務・私事)		
	飲 食 等 日 時	年 月 日 : ~ :		
	飲 食 等 の 場 所			
	費 用 (負担額算出理由)	費用の負担額 (多数の場合は1人当たりの額)		円
	出 席 者	職員側		
		その他		
講演等について	講 演 等 の 名 目			
	講 演 等 の 要 旨			
	講 演 等 の 日 時			
	講演場所又は著述を寄稿する書籍名			
	報 酬	(名目) として	円	
		(1時間又は400字当たり	円)	
	旅費その他の金銭の受領			
道民の疑惑又は不信を招かない理由				
処 理 結 果				

23	10	030	公務員倫理関係	5年
----	----	-----	---------	----

- 注1 「飲食等」とは、夜間の飲食、遊技又はゴルフ、旅行をいう。
 2 飲食等の場合は、案内状、出席者名簿等を本書に添付するほか、必要により別紙を用いること。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

贈 与 等 報 告 書

警 察 本 部 長 殿

(所 属)
(職 名)
(氏 名)

印

贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
条例第2条第6項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係	
	23 10 030 公務員倫理関係 5年

- 注1 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては贈与、供給接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載すること。
- 2 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類を記載すること。
- 3 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載すること。
- 4 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入すること。
- 5 規格は、A列4番縦長とする。

